

香美町農業委員会総会(第10回)議事録

- 1 開催日時 令和8年1月23日(金) 9:30~10:30
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(11人)
  - 会長 1番 古川 功兒
  - 会長職務代理者 2番 吉川 正人
  - 委員 4番 小谷 直美
  - 5番 西崎 武志
  - 6番 橋本 幸長
  - 8番 米田 和弘
  - 10番 北村 宏明
  - 11番 文堂 福一
  - 12番 田中 憲二
  - 13番 岡田 久志
  - 14番 井上 竹雄
- 4 欠席農業委員(3人)
  - 3番 白岩 寧
  - 7番 前田 精一
  - 9番 田中 一馬
- 5 出席農地利用最適化推進委員(5人)
  - 1番 吉田 栄雄
  - 2番 高田 勝
  - 6番 岡 昭三
  - 8番 東垣 泰彦
  - 9番 毛戸 誠
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(4人)
  - 3番 青山 政行
  - 4番 福田 好美
  - 7番 田野 豊博
  - 代表 10番 本上 純也
- 7 議事日程
  - 第1 会期の決定 1月23日 1日間
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 報 告
    - (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
    - (2)農地法施行規則第53条第12号の規定に基づく工作物設置に係る事業計画について
  - 第4 議案第22号 非農地証明願承認について
  - 第5 議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 榎 秀俊
  - 事務局次長 北村 雅彦
  - 書記 小林 弘嗣
- 9 会議の概要
  - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。  
  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
  - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は11番「文堂福一委員」と12番「田中憲二委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、11番「文堂福一委員」と12番「田中憲二委員」よろしくお願ひします。

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | 日程第3 報告に入ります。<br>報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。                                      |
| 事務局 | ①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。   |
| 議 長 | 事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。<br><br>(質問・意見等なし)  |
| 議 長 | ないようですので、届出を受理することとします。   |
| 議 長 | 次に報告事項2番として、農地法施行規則第53条第12号の規定に基づく工作物設置に係る事業計画を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。                                      |
| 事務局 | ①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施工期間の順に朗読する。  |
| 議 長 | 事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  |
| 5番  | 事務局の説明があった通り、今回はボーリング調査で仮設をして、また元に戻すということですか。   |
| 事務局 | その通りです。   |
| 5番  | 将来的にそこに設置するのではないですか。  |
| 事務局 | 将来的にここに設置をしたいんだと思います。今回の調査で地盤がちゃんとしていることがわかれば建てるのではないかと思います。建てるとなると新たな申請が必要となります。                                 |
| 5番  | そうすると面積によっては分筆とかが必要になってくるのですか。  |
| 事務局 | 借地とかになる可能性もあるので分筆まではしない可能性もあると思います。   |
| 議 長 | 他にはないようですので、届出を受理することとします。  |
| 議 長 | 日程第4 議案第25号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。  |
| 事務局 | 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから32ページです。  |
| 議 長 | 事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第25号 番号1番の非農地証明願について、1月15日に現地調査委員であります「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 |
| 8番  | 現地調査の報告をいたします。申請地は集落の民家の裏側になります。現地は昭和40年頃から耕作を止め山林となっています。今回、治山事業を行う上での申請です。皆様ご審議をお願いします。                         |
| 議 長 | 「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。   |
| 5番  | 願出人と所有者は同一ですか。  |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | 所有者は別です。委任状を提出されています。  |
| 推進8番  | こんなわずかな面積で保安林になるのですか。  |
| 事務局   | ここ1筆だけではないと思います。他の事業地も含めて保安林指定だと思います。  |
| 推進6番  | この1番と2番は1本の申請でもよかったのではないですか。   |
| 事務局   | 申請自体が分かれての申請でありましたので別々の議案としています。   |
| 議長    | 他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。   |
|       | (全員挙手)   |
| 議長    | 異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。  |
| <hr/> |  |
| 議長    | 次に議案第25号 番号2番の非農地証明願について、1月15日に現地調査委員であります「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。   |
| 8番    | 現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどの場所の隣であります。申請内容は先ほどと同様です。皆様ご審議をお願いします。  |
| 議長    | 「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  |
|       | (質問・意見等なし)   |
| 議長    | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。   |
|       | (全員挙手)   |
| 議長    | 異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。  |
| <hr/> |  |
| 議長    | 次に議案第25号 番号3番の非農地証明願について、1月15日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。                  |
| 11番   | 現地調査の報告をいたします。申請地は集落内の薬師堂から200mほど行ったところにあります。この場所は土砂災害の危険性があることから令和4年から治山堰堤の要望をしていました。この度事業の実施が決まりましたことから、保安林の指定が必要となったための申請です。皆様ご審議をお願いします。 |
| 議長    | 「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  |
|       | (質問・意見等なし)   |
| 議長    | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。   |
|       | (全員挙手)   |
| 議長    | 異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。  |

|      |   |
|------|---|
| 議 長  | 次に議案第25号 番号4番の非農地証明願について、1月15日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「西崎武志委員」が現地調査をしていますので、「西崎武志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。                                     |
| 5番   | 現地調査の報告をいたします。最初の申請地は集落内の川沿いに20mほど行ったところにあります。現地は実態がなく、圃場整備の法面か河川整備の際に取り込まれているかで農地の痕跡はありませんでした。もう一方は橋から川沿いに20mほど遡ったところでした。先ほどと同様に農地らしき痕跡はありませんでした。皆様ご審議をお願いします。 |
| 議 長  | 「西崎武志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。   |
| 推進8番 | 字限図で線が入っているところは別の図面があるんですか。   |
| 事務局  | 耕地整理内なので別図があります。  |
| 議 長  | 他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  |
|      | (全員挙手)  |
| 議 長  | 異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。   |
| 議 長  | 次に議案第25号 番号5番の非農地証明願について、1月15日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「西崎武志委員」が現地調査をしていますので、「西崎武志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。                                     |
| 5番   | 現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどの最初の現地から川沿いに40mくらい下ったところにあります。平成13年頃以前から耕作をされずに荒地地となっています。皆様ご審議をお願いします。  |
| 議 長  | 「西崎武志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。   |
| 推進8番 | 現況写真でどこまでが申請地かがわかりにくいのですが。  |
| 事務局  | 写真の小屋が写っているところの後ろに川が流れているんですが、その手前は当該地になります。  |
| 5番   | 手前に写っているのが町道の路肩になります。その隣に用水路が流れています。そこから川までが当該地になります。   |
| 事務局  | 竹林は川向うになるので、違う土地になります。  |
| 議 長  | 他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  |
|      | (全員挙手)  |
| 議 長  | 異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。   |
| 議 長  | 次に議案第25号 番号6番の非農地証明願について、1月15日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。  |

|     |  |
|-----|--|
| 13番 | 現地調査の報告をいたします。申請地はトンネルから200mほどいった川の対岸にあります。雪で現地は見えませんでした。30年ほど前から耕作はしておらず、現地に行くための橋も無いような状況です。皆様ご審議をお願いします。  |
| 議長  | 「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。<br><br>(質問・意見等なし)  |
| 議長  | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。<br><br>(全員挙手)   |
| 議長  | 異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。  |
| 議長  | 日程第5 議案第26号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。  |
| 事務局 | 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①33ページから44ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。 |
| 議長  | 事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第26号 番号1番の申請について、1月15日に現地調査委員であります「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。  |
| 8番  | 現地調査の報告をいたします。申請地は本庁舎から20mほど行ったところ。現地は良好な管理がされていました。譲渡人は不在地主であるため今後の管理が困難なため譲受人に譲渡するものです。皆様ご審議をお願いします。   |
| 議長  | 「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。<br><br>(質問・意見等なし)  |
| 議長  | 質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。<br><br>(全員挙手)   |
| 議長  | 異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。  |
| 議長  | 次に議案第26号 番号2番の申請について、1月15日に現地調査委員であります「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。   |
| 8番  | 現地調査の報告をいたします。申請地は県道を200mほど行った所にあります。申請地は良好な管理がされていました。譲受人と譲渡人の間で50年ほど前に交換がすでになされており、当該地は譲受人が管理をされています。その整理を行うための申請であります。皆様ご審議をお願いします。                     |
| 議長  | 「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。<br><br>(質問・意見等なし)  |
| 議長  | 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。<br><br>(全員挙手)   |

議長 異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第26号 番号3番の申請について、1月15日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」及び「西崎武志委員」が現地調査をしていますので、「西崎武志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

5番 現地調査の報告をいたします。申請地は集落内の町道を300mほど行ったところになります。現況写真の奥が小学校、手前が郵便局といったところです。譲渡人が不在地主のためこの度の売買となりました。皆様ご審議をお願いします。

議長 「西崎武志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。

(質問・意見等なし)

議長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。

議長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟